

3. 健康管理手帳制度の周知等について

事業者は、特定化学物質や石綿等を取り扱う業務に従事する外国人労働者に対しては、雇入れ時に当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因等および健康診断の目的や内容について母国語等を用いる等、当該外国人労働者が理解できる方法により説明することとされた。

また、石綿および粉じんの取り扱い作業等によるがんなどの健康障害等は、その他疾病等に比べると遅発性のものであり、当該業務に従事していた外国人労働者の離職後においてもその健康管理が重要であるといえる。これにより、事業者は労

働安全衛生法67条に基づく健康管理手帳制度について離職前に説明の上、要件に該当する外国人労働者に対して離職後、速やかに管轄の都道府県労働局に申請するよう促すことおよびこの申請に必要な書類について、事業者自らが準備し当該外国人労働者に対して離職前に手交する等、円滑な手続きが行われるよう支援に努めることと定めた。

これに併せて帰国後であっても、労働者災害補償保険法に基づく労災保険給付の請求を行うことができることについて、外国人労働者に周知することとされた。

労働保険関係

行政のデジタル化に関する基本原則を定めるデジタル手続法を公布

令和元年5月31日、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」（令元. 5.31 法律16）（以下、デジタル手続法）が公布された。同法の目的は情報通信技術の発展がめまぐるしい今日において、国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動において、情報通信技術の便益を享受できる社会が実現されるよう、行政手続等に係る関係者の利便性の向上を図り、もって国民生活の向上および国民経済の健全な発展に寄与することである。ここでは同法で定められた2本の主軸である基本原則と個別施策を確認していきたい。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令元. 5.31 法律16）

山本真佑 社会保険労務士(社会保険労務士法人みらいコンサルティング)

1. はじめに

今回紹介するデジタル手続法は、現状では企業として求められる対応というより、われわれ個人の生活レベルに影響を及ぼすものと推測される。

ただ、このほど閣議決定された「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（令和元年6月14日閣議決定）では、本法で定

められたデジタル3原則を基にした「デジタル技術を徹底的に活用した行政サービス改革」を挙げ、その一つとして、「デジタル手続法に基づく情報システム整備計画の作成等」と「個人のライフイベントに係る手続の自動化・ワンストップ化」と並んで「企業が行う従業員の社会保険・税手続のワンストップ化・新しい提出方法の実現」を掲げて

いる。これは、「従業員のライフイベントに伴い企業が行う社会保険・税手続きについて、マイナポータル（内閣府のマイナンバー総合サイト）のAPI（外部連携機能）を活用したオンライン・ワンストップ化を令和2年11月頃から開始し、順次、対象手続を拡大する」とするものである。このように、企業が行政に対して行う諸手続きについても、今後オンライン化が進められる見通しである。

社会がますますデジタル化にシフトしていく中で、情報通信技術利用のための能力および知見等はより重要となっていくものと考えられる。

2. 行政のデジタル化に関する基本原則等

デジタル手続法の成立により、行政サービスに付随する手続きをより簡素化・効率化するためにデジタル化が推進されることとなった。当該デジタル化の基本原則は下記①～③のとおりとなる。

①デジタルファースト	個々の手続き・サービスが <u>一貫してデジタル（オンライン）で完結するもの</u>
②ワンズオンリー	1度提出した情報は、 <u>2度提出することを不要とするもの</u>
③コネクテッド・ワンストップ	民間サービスを含め、複数の手続き・サービスを <u>ワンストップ（1度の手続）で実現する</u>

上記三つの原則を実現するために、同法では以下の四つの方針を定め、推進していくこととなった。

(i) 行政手続における情報通信技術の活用

現在の行政手続（申請および申請に基づく処分通知）について、オンライン実施を原則化（地方公共団体等は努力義務）し、これまで紙媒体もしくは現金等で行ってきた本人確認や手数料の納付も電子署名や電子申請等のオンラインで実施する。これに加え、複数の行政機関の連携により入手・参照できる情報に係る添付資料については、添付を不要とする規定も整備する。

(ii) デジタル化を実現するための情報システム整備計画

(i)のオンライン原則や添付書類の撤廃を実現するために、情報システムを共有化および整備する計画を立てる。これによりデータの標準化を図り、APIの整備も実施する。

(iii) デジタル・デバイド（デジタル格差）の是正

主に高齢者等をはじめとする情報通信技術の利用のための能力または知識経験が十分でない者のITに関する能力格差を是正するために、身近に相談、助言その他援助を求めることができるようにするための施策を講じる。

(iv) 民間手続における情報通信技術の活用の促進

行政手続に関連する民間手続のワンストップ化を図るとともに、法令に基づく民間手続について、支障がないと認める場合に、オンライン化を可能とする法制上の措置を実施する。

3. 行政のデジタル化を推進するための個別施策

行政のデジタル化に関する基本原則およびその実現のための方針については前述のとおりだが、これらが推進されていくための具体的な個別施策が定められた。大きく分けて四つの施策を実施することとなっており、それに伴い、現行の住民基本台帳法、公的個人認証法およびマイナンバー法の三つが一部改正されるため、それぞれ確認していく。

① 国外転出者に関する手続のオンライン化

政府が今日、利用を推進しているマイナンバーカード・公的個人認証は住民票を基礎とした制度であり、いったん国外に転出して住民票が消除されれば利用できないのが現状であった。また昨今において、国外に滞在する日本人が増加している傾向も見られており、世界的なデジタル化の進展から見ても、国外転出者において、オンライン上で確実な本人確認を行うニーズが高まっているとされている。このような背景から国外転出後も利

用可能な「戸籍の附票」を個人認証の基盤として活用し、国外転出者によるマイナンバーカード・公的個人認証（電子証明書）の利用を実現することとなった。なお、具体的な法改正としては以下のとおりであり、それぞれの施行期日は公布の日から5年以内で政令の定める日とされている。

(i)住民基本台帳法の一部改正	
(ア)戸籍の附票の記載事項の追加	現行は氏名・住所を記載。改正後はこれに出生の年月日、男女の別および住民票コードを追加する。
(イ)附票ネットワーク（仮称）の構築	国の機関等に対し、国外転出者の本人確認情報を提供できることとなる。また、国外転出者のマイナンバーカード・公的個人認証の発行等に本人確認情報を利用できることとなる。

(ii)公的個人認証法の一部改正	
(ア)国外転出者に対する電子証明書発行の実現	附票管理市町村長を経由することで、J-LIS（地方公共団体情報システム機構）が国外転出者に対してマイナンバーカード・公的個人認証の発行等を可能とし、最終住所地市町村長を経由して発行することで国外転出しても継続有効とする特例を定めた。
(イ)国外転出者の電子証明書の失効事由の整備	上記(ア)「国外転出者に対する電子証明書」の失効事由を附票ネットワーク（仮称）で死亡等を覚知した場合と定めた。

(iii)マイナンバー法の一部改正	
国外転出者に対して附票管理市町村長がマイナンバーカードを発行するものとし、最終住所地市町村長が記載事項変更を行うことで国外転出しても継続有効とする特例を定めた。	

②情報システムを活用した行政事務(マイナンバー制度等)拡大への対応

住民票情報は情報システムを活用する行政事務の基盤であり、現在の居住関係の公証につながる「過去の居住関係」が公証されることへのニーズの高まりがあることから住民基本台帳法の一部を改正し、住民票等を削除した後も「除票」として保存し、当該保存期間を現行の5年間から150年間に改正した。これにより、本人確認情報の長期かつ確実な保存および公証が可能となった。なお、施行期日は公布の日から20日が経過した日とされている。

③オンライン本人確認手段の利便性向上

マイナンバーカード・公的個人認証の健康保険証としての活用が2020年度から本格運用開始予定であることから、公的個人認証法の一部を改正し、電子証明書のうち、利用者証明用電子証明書について暗証番号の入力を要しない利用方法を導入することとなった。なお、施行期日は公布の日から1年以内で政令で定める日とされている。

④マイナンバーカードの取得の促進

転居時等における記載事項変更の手続について、住民および市町村職員の双方に負担がかかっているという現状からマイナンバー法の一部を改正し、通知カードおよび通知カードの記載事項変更等の手続を廃止することで、当該手続負担の軽減とマイナンバーカードの普及を実現することとなった。なお、施行期日は公布の日から1年以内で政令で定める日とされている。